

# 第63回 定時株主総会 招集ご通知

## 日時

2025年6月27日（金曜日）  
午前10時

## 場所

横浜市中区新港二丁目3番2号  
グランドオリエンタルみなとみらい  
5階 マグノリアルーム

※末尾記載の案内図をご参照ください。

株式会社ハリマビステム

証券コード：9780

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

## 書面、インターネットによる 議決権行使期限

2025年6月26日（木曜日）  
午後5時30分到着分まで

(証券コード9780)  
2025年6月11日  
(電子提供措置の開始日 2025年6月5日)

株 主 各 位

横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号  
**株式会社 Jリマビステム**  
代表取締役社長 免 出 一 郎

## 第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第63回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.bstem.co.jp/investor/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）又はインターネットによって事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2025年6月26日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 横浜市中区新港二丁目3番2号  
グランドオリエンタルみなとみらい  
5階 マグノリアルーム（末尾記載の案内図をご参照ください。）

### 3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
- (1) 第63期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  - (2) 第63期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金の配当の件
- 第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案** 監査等委員である取締役4名選任の件

以上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 株主総会のご来場につきましては、ご自身の健康状態をご考慮のうえ、書面又はインターネットによる事前の議決権行使していただくことを含めて、ご検討いただきますようお願い申し上げます。
  - ◎ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
  - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

#### 【株主総会資料の電子提供制度の施行について】

会社法改正による電子提供制度の施行に伴い、従前書面でお送りしていた株主総会資料（株主総会参考書類・事業報告・連結計算書類・計算書類・監査報告）は、ウェブサイトに掲載して提供する方法に変更いたしました。お手数ですが、本通知記載のURLにアクセスしてご確認くださいませようお願い申し上げます。

また、本株主総会につきましては、法令及び定款の定めに基づき書面交付請求をされた株主様に送付する交付書面を、全ての株主様に対して送付することといたしました。  
あわせてご参照くださいますようお願い申し上げます。

# 議決権行使についてのご案内

## ■ 株主総会にご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください（ご捺印は不要です）。

**開催日時**

2025年6月27日（金曜日）午前10時

## ■ 株主総会にご出席いただけない場合



### 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

**行使期限**

2025年6月26日（木曜日）午後5時30分



### インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

**行使期限**

2025年6月26日（木曜日）午後5時30分

スマートフォンでの議決権行使は、QRコードをご利用ください。

# インターネットによる 議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

## ■ 議決権行使期限

2025年6月26日（木曜日）午後5時30分まで

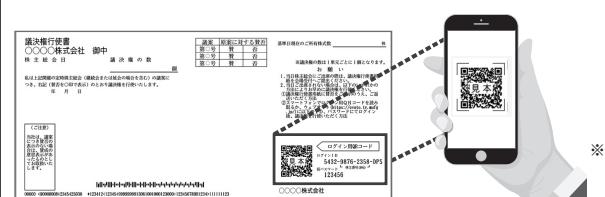
## ■ 議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

**スマートフォンをご利用の方**

お手持ちのスマートフォンにて議決権行使書用紙副票（右側）に記載されたQRコードを読み取り、議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

※議決権行使書副票に記載の「ログインID」・「仮パスワード」を入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。



※QRコードは株式会社デンソーウェアの登録商標です。

## インターネットによる議決権行使の際の注意点

- ①書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ②インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ③株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」・「仮パスワード」をご通知いたします。

## 議決権行使ウェブサイトについて

- ①パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、セキュリティ設定等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用いただけない場合もございます。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- ②議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担とさせていただきます。

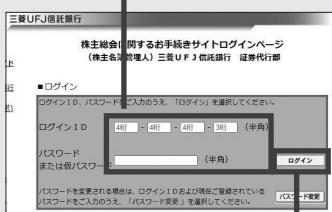
## ログインID・仮パスワード を入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
2. 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

3. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。



三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社の期末配当につきましては、経営及び財務の状況並びに今後の事業環境等を総合的に勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

記

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき 金14円  
配当総額 金127,963,220円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2025年6月30日

### 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者（6名）

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会への 出席状況 (第63期)
1	<small>おおとり よしひさ</small> 鴻 義久 <input type="checkbox"/> 再任	代表取締役会長	12回中12回 (100%)
2	<small>めん で いちろう</small> 免出 一郎 <input type="checkbox"/> 再任	代表取締役社長	12回中12回 (100%)
3	<small>まつたに ひろゆき</small> 松谷 浩幸 <input type="checkbox"/> 再任	取締役上席執行役員 営業本部担当兼環境ソリューション推進室長	12回中12回 (100%)
4	<small>やまもと たけのり</small> 山本 竹範 <input type="checkbox"/> 再任	取締役上席執行役員神奈川本部長	12回中12回 (100%)
5	<small>かわさき たつや</small> 川崎 竜哉 <input type="checkbox"/> 再任	取締役上席執行役員経営企画本部副本部長兼 経営企画部担当兼 エンジニア・トラクション部担当	12回中12回 (100%)
6	<small>ふせ あきまさ</small> 布施 明正 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	取締役	12回中12回 (100%)

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

# 1 鴻 義久

おとどり よし ひさ

再任

生年月日	1949年12月10日生	所有する当社の株式数	350,250株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1978年 4月 当社入社 1978年 5月 当社常務取締役 1984年 5月 当社専務取締役 1989年 5月 当社取締役副社長 1992年 6月 当社代表取締役社長 1999年 7月 当社代表取締役社長兼営業開発本部長 2003年 6月 当社代表取締役社長兼営業本部長 2008年 6月 当社代表取締役社長 2022年 6月 当社代表取締役会長(現任)		
取締役候補者とした理由及び期待される役割	同氏は、1992年6月以来、当社代表取締役社長として強力なリーダーシップを発揮し、当社の基盤を作り安定成長させてまいりました。現在も経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督を適切に行っております。 今後も当社の取締役として、代表取締役社長を支え、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るに相応しい経験と能力を有していると判断し、候補者いたしました。		

# 2 免出 一郎

めん で いち ろう

再任

生年月日	1961年3月21日生	所有する当社の株式数	30,500株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	2013年 6月 三菱UFJ信託銀行(株)執行役員不動産部長 2015年 6月 三菱UFJ不動産販売(株)取締役副社長 2017年 6月 京極運輸商事(株)非常勤監査役 2020年 4月 エム・ユー・トラスト総合管理(株)取締役副社長 2021年 6月 当社取締役常務執行役員営業本部長 2022年 6月 当社代表取締役社長(現任)		
取締役候補者とした理由及び期待される役割	同氏は、これまで金融機関や不動産販売会社、不動産管理会社の役員を歴任し、不動産関連企業の営業・管理業務経験から当社顧客群ともリレーションを持つ他、代表取締役として複数の企業の経営に携わった実績と豊富な経験を有し、現在は当社代表取締役社長を務めております。 今後も当社の取締役として、経営の指揮を執り、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るに相応しい経験と能力を有していると判断し、候補者いたしました。		

### 3 まつ たに ひろ ゆき 松谷 浩幸

再任

生年月日	1964年12月16日生	所有する当社の株式数	7,400株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	2013年 4月 (株)みずほ銀行成増支店長 2015年 6月 当社取締役執行役員営業企画担当 2017年10月 当社取締役執行役員営業本部副本部長 2022年 4月 当社取締役上席執行役員営業本部担当 環境ソリューション推進室長(現任) 2024年 4月 (株)T E Cサービス代表取締役会長(現任)  (重要な兼職状況) (株)T E Cサービス代表取締役会長		
取締役候補者とした理由及び期待される役割	同氏は、金融機関において支店長を務めた経験を有し、また、当社の執行役員として営業企画担当、営業本部副本部長を歴任し、現在も上席執行役員営業本部担当(環境ソリューション推進室長兼務)として、営業本部において主導的役割を果たしております。 今後も当社の取締役として、営業本部を主導し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るに相応しい経験と能力を有していると判断し、候補者といたしました。		

### 4 やまもと たけ のり 山本 竹範

再任

生年月日	1966年10月26日生	所有する当社の株式数	4,400株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	2020年 8月 (株)横浜銀行藤沢中央支店長 2023年 5月 当社顧問 2023年 6月 当社取締役上席執行役員神奈川本部長(現任)		
取締役候補者とした理由及び期待される役割	同氏は、金融機関において支店長を務め、豊富なコンサルティング営業の経験を活かし、当社の上席執行役員神奈川本部長として、主導的役割を果たしております。 今後も当社の取締役として、神奈川本部を主導し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るに相応しい経験と能力を有していると判断し、候補者といたしました。		

生年月日	1970年6月8日生	所有する当社の株式数	15,600株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1994年3月 当社入社 2009年6月 当社執行役員営業推進部長 2022年4月 当社上席執行役員経営企画本部副本部長兼経営企画部長兼海外事業部長 2023年3月 エヌケー建物管理(株)(現(株)ハリマライフサポート)代表取締役社長(現任) 2023年6月 当社取締役上席執行役員経営企画本部副本部長兼経営企画部長兼海外事業部長 2025年4月 当社取締役上席執行役員経営企画本部副本部長兼経営企画部担当兼エンジニア・トラクション部担当(現任) (株)アイワサービス代表取締役副社長(現任)		
	(重要な兼職状況) (株)ハリマライフサポート代表取締役社長 (株)アイワサービス代表取締役副社長		
取締役候補者とした理由及び期待される役割	同氏は、当社執行役員として営業推進部長、経営企画本部副本部長、経営企画部長、海外事業部長を歴任し、上席執行役員として、経営企画本部において当社の成長戦略の立案・推進の主導的役割を果たしております。今後も当社の取締役として、成長戦略の立案・推進を主導し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るに相応しい経験と能力を有していると判断し、候補者といたしました。		

(注) エヌケー建物管理(株)は、2025年4月1日付で(株)ハリマライフサポートへ商号変更しております。

生年月日	1963年6月3日生	所有する当社の株式数	一株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1995年4月 東京地方検察庁検事 2001年4月 弁護士登録 2008年6月 頸城自動車(株)社外取締役(現任) 2012年4月 布施明正法律事務所 2015年6月 当社取締役(現任) 2020年12月 (株)C S S ホールディングス社外取締役(監査等委員) 2021年12月 (株)セントラルサービスシステム監査役(現任) 2022年6月 (株)T i x p l u s 社外監査役 2022年7月 M O S 合同法律事務所(現任)  (重要な兼職状況) 頸城自動車(株)社外取締役 (株)セントラルサービスシステム監査役 M O S 合同法律事務所		
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割	同氏は、会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として経験・識見が豊富であり、法令を含む企業全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任と判断し、引き続き社外取締役候補者といいたしました。今後も、主に業務執行の監督機能強化への貢献及び中長期的な企業価値の向上を図るよう適時適切な助言、提言をいただくとともに、指名報酬委員としても活躍いただく予定です。		

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 布施明正氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の候補者であります。
3. 布施明正氏の社外取締役就任からの年数は、本定時株主総会終結の時をもって、10年であります。
4. 当社は、布施明正氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、定款の定めにより責任限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を締結しております。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時には同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

#### 監査等委員である取締役候補者（4名）

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位及び担当	取締役会への 出席状況 (第63期)	監査等委員会への 出席状況 (第63期)
1	<small>いけうち ひろし</small> 池内 宏 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</span>	執行役員経理部長	—	—
2	<small>もちづき のりこ</small> 望月 典子 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span>	取締役監査等委員	12回中12回 (100%)	12回中12回 (100%)
3	<small>のだ じろう</small> 野田 次郎 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span>	取締役監査等委員	12回中12回 (100%)	12回中12回 (100%)
4	<small>やまだ のぶゆき</small> 山田 信之 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span>	—	—	—

新任 新任取締役候補者

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

## 1 いけ うち ひろし 池内 宏

新任

生年月日	1968年10月12日生	所有する当社の株式数	3,000株
略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	2008年 4月 当社入社 2015年 4月 当社経理部長 2022年 4月 当社執行役員経理部長(現任) 2025年 3月 (株)ビシステム・グリーン監査役(現任) 共和防災設備(株)監査役(現任) (株)関東消防機材監査役(現任) エヌケー建物管理(株)(現株)ハリマライフサポート)監査役(現任) (株)TECサービス監査役(現任) 2025年 4月 (株)アイワサービス監査役(現任)		
監査等委員である取締役 候補者とした理由及び 期待される役割	同氏は、当社の事業や業界の実情にも通じており、これまで経理部長として、当社の財務会計において主導的役割を果たしてきました。 今後は、当社の財務会計をはじめ、業務執行の監督機能強化への貢献及び中長期的な企業価値の向上を図るよう適時適切な助言、提言を期待できると判断し、取締役監査等委員候補者となりました。		

(注) エヌケー建物管理(株)は、2025年4月1日付で(株)ハリマライフサポートへ商号変更しております。

2 <sup>もちづき</sup>望月 <sup>のりこ</sup>典子

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

生年月日	1966年10月31日生	所有する当社の株式数	一株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	2017年 2月 (株)横浜銀行瀬谷支店長 2022年 1月 横浜振興(株)保険部長(現任) 2023年 6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)  (重要な兼職状況) 横浜振興(株)保険部長		
監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割	同氏は、金融分野の幹部として経験・見識が豊富であり、一般株主の視点、及び客観的な立場から、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任と判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。 今後も、主に業務執行の監督機能強化への貢献及び中長期的な企業価値の向上を図るよう適時適切な助言、提言をいただくとともに、指名報酬委員としても活躍いただく予定です。		

3 <sup>のだじろう</sup>野田 次郎

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

生年月日	1957年 8月 5日生	所有する当社の株式数	一株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	2016年 9月 神奈川県警察本部総務部長 2017年10月 (株)たいよう共済神奈川支店長 2023年 3月 同社顧問 2023年 6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)		
監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割	同氏は、官民それぞれの分野における幹部として経験・見識が豊富であり、一般株主の視点、及び客観的な立場から、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任と判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。 今後も、主に業務執行の監督機能強化への貢献及び中長期的な企業価値の向上を図るよう適時適切な助言、提言をいただく予定です。		

4 やま だ のぶ ゆき 山田 信之

新任

社外取締役候補者

独立役員候補者

生年月日	1966年6月25日生	所有する当社の株式数	一株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1994年8月 公認会計士登録 2006年7月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）パートナー 2024年10月 公認会計士山田信之事務所所長(現任)		
監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割	同氏は、大手監査法人において会計監査・会計アドバイザー・リスク管理高度化支援等のコンサルティング業務など、公認会計士として培われた専門的かつ豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的な立場から、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任と判断し、社外取締役候補者となりました。 今後は、主に業務執行の監督機能強化への貢献及び中長期的な企業価値の向上を図るよう適時適切な助言、提言をいただくとともに、指名報酬委員としても活躍いただく予定です。		

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 望月典子、野田次郎及び山田信之の3氏は、社外取締役候補者であります。また、3氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の候補者であります。
3. 望月典子氏及び野田次郎氏の監査等委員である社外取締役就任からの年数は、本定時株主総会終結の時をもって、2年であります。
4. 当社は、望月典子氏及び野田次郎氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、定款の定めにより責任限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を締結しております。
5. 池内宏氏及び山田信之氏の選任が承認された場合は、当社は両氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、定款の定めにより責任限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時に同内容で更新を予定しております。

以 上

# 事業報告

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益の緩やかな改善やインバウンド需要の増加などから緩やかな回復傾向となりました。一方、ロシア・ウクライナや中東情勢問題の長期化による原材料やエネルギー価格の高騰、継続的な円安に伴う物価上昇による個人消費の伸び悩み、アメリカの経済政策に関する不確実性などにより、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

ビルメンテナンス業界におきましては、安全で快適な環境維持と省エネルギーに対する顧客の関心が高まっておりますが、今後の景気を見極めようとする動きなどから顧客の施設維持管理コストの削減意識は依然として高く、厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、日々刻々と変化する顧客の状況に柔軟に対応するため、「高度化、多様化する顧客ニーズにマッチしたサービス品質の向上」を優先的に対処すべき課題とし、より一層顧客の視点に立った専門性の高いサービスをタイムリーに提供することに努めてまいりました。

当連結会計年度の業績は、前連結会計年度に受注した新規物件の本格稼働に伴う売上寄与などにより、連結売上高合計は、前年同期比14億7百万円（5.3%）増加の280億25百万円となりました。

利益につきましては、上記新規物件が利益確保に貢献したことなどにより、営業利益は前年同期比1億71百万円（17.7%）増加の11億36百万円、経常利益は同1億63百万円（15.4%）増加の12億21百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は同1億3百万円（13.7%）増加の8億60百万円となりました。

事業の部門別売上高

(単位：百万円)

部門別	期 別	第 62 期 (2024年3月期)		第 63 期 (2025年3月期)		前連結会計年度比 増 減	
		金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	対前連結会計 年度比
建築物総合サービス事業		26,618	100.0%	28,025	100.0%	1,407	5.3%
清掃業務		9,592	36.0	10,021	35.8	428	4.5
設備保守管理業務		2,834	10.7	2,931	10.5	96	3.4
警備業務		2,259	8.5	2,250	8.0	△9	△0.4
工営業務		6,141	23.1	6,474	23.1	332	5.4
その他		5,789	21.7	6,347	22.6	557	9.6
合 計		26,618	100.0	28,025	100.0	1,407	5.3

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。なお、本事業報告のその他項目の記載金額も表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(3) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 60 期	第 61 期	第 62 期	第 63 期
	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期 (当連結会計年度)
売 上 高	24,999	25,316	26,618	28,025
経 常 利 益	991	1,024	1,058	1,221
親会社株主に帰属する当期純利益	788	736	756	860
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	83.15円	82.16円	83.74円	94.41円
総 資 産	12,247	12,484	14,125	14,791
純 資 産	7,068	7,766	8,522	9,194

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数に基づき算出しております。  
 2. 当社は、2022年10月1日付で普通株式1株につき2株、2024年4月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割をそれぞれ行っております。これらに伴い、第60期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。  
 3. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

#### (4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、ロシア・ウクライナや中東情勢の長期化に伴うエネルギー価格や原材料価格の更なる上昇、人手不足による人件費の上昇が懸念されるなど、経営環境は依然として先行き不透明な状況が続くものと予測されます。

ビルメンテナンス業界におきましては、上記に加え、既存物件に係る顧客のコスト削減を目的とした契約価格の見直し・仕様変更の動きが懸念され、厳しい状況が続くものと見込まれます。

このような状況のもと、当社グループは、引き続き「高度化、多様化する顧客ニーズにマッチしたサービス品質の向上」を優先的に対処すべき課題とし、お客様のニーズを真摯に受け止めながら、SDGs（持続可能な開発目標）への取り組みを強化し、業務効率の更なる向上を実現すべくDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進することにより、幅広い分野において品質の高いサービスを提供できる「進化し続けるビルメンテナンス」を追求し、持続可能な社会の実現に大きく貢献してまいり所存であります。

また、現中期経営計画完了後の2026年度からの10ヶ年における経営目標、数値目標を定めた「長期ビジョン2026-2035」を2024年5月14日付で策定いたしました。現中期経営計画完了後の10ヶ年を通して、中期経営計画において取り組んでいる様々な施策を、より高度なレベルで実現し、新たな領域に挑戦し続け、投資家の皆様をはじめとした全てのステークホルダーから「ハリマで良かった！」と評価いただける企業となるべく、引き続き企業価値向上に向けて取り組んでまいります。

#### (5) 重要な子会社の状況

##### ① 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ビシステム・クリーン	15百万円	100%	建物定期清掃業
共和防災設備株式会社	10百万円	100%	消防設備点検業
株式会社関東消防機材	15百万円	100%	消防設備点検業
協栄ビル管理株式会社	39百万円	100%	建築物総合サービス業
エヌケー建物管理株式会社	10百万円	100%	マンション・ビル管理業
株式会社TECサービス	3百万円	100%	空調・ダクト設備工事業

- (注) 1. エヌケー建物管理株式会社は、2024年11月1日付で株式を追加取得し完全子会社としております。  
2. エヌケー建物管理株式会社は、2025年4月1日付で株式会社ハリマライフサポートへ商号変更しております。

##### ② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

## (6) 主要な事業内容

部 門	主 要 な 事 業 内 容
建築物総合サービス事業	清掃業務、設備保守管理業務、警備業務、工営業務等

## (7) 主要な事業所

区分	名 称	所 在 地
当 社	本 社	横浜市西区
	支 店 等	東京都台東区、千葉市中央区、さいたま市大宮区、名古屋市中区
	営 業 所	大阪府高槻市
子 会 社	株式会社ビステム・クリーン	横浜市中区
	共和防災設備株式会社	横浜市港北区
	株式会社関東消防機材	東京都北区
	協栄ビル管理株式会社	京都市中京区
	エヌケー建物管理株式会社	東京都台東区
	株式会社TECサービス	埼玉県上尾市

## (8) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
建築物総合サービス事業	1,759名	58名増

(注) 上記従業員にはアルバイト、パート社員は含まれておりません。

## (9) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	259 百万円
株 式 会 社 横 浜 銀 行	259
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	259

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数…………… 26,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数…………… 9,624,490株  
 (3) 株主数…………… 1,263名  
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 お お と り	1,511 千株	16.5 %
光 通 信 株 式 会 社	669	7.3
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 口 )	625	6.8
ハ リ マ ビ ス テ ム 社 員 持 株 会	556	6.1
中 央 日 本 土 地 建 物 株 式 会 社	368	4.0
鴻 義 久	350	3.8
ビ ス テ ム 役 員 持 株 会	287	3.1
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	253	2.8
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	252	2.8
株 式 会 社 横 浜 銀 行	247	2.7

(注) 持株比率は、自己株式(484,260株)を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として役員に交付した株式の状況

当社は、当社の社外取締役を除く取締役に対して、株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

区分	株式数	交付対象者数
取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	27,150株	5名

## (6) その他株式に関する重要な事項

### 自己株式処分

当社は、2024年7月17日開催の取締役会決議に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）、委任型執行役員、雇成型執行役員及び幹部社員並びに当社子会社の取締役（以下、対象取締役と併せて「対象取締役等」と総称します。）に対する当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に譲渡制限付株式報酬制度を導入し、対象取締役等を割当先に、譲渡制限付株式としての自己株式の処分を行いました。

- ・ 処分する株式の種類及び数                      当社普通株式    73,250株
- ・ 処分した価額の総額    56百万円
- ・ 処分した日    2024年8月16日
- ・ 処分方法    第三者割当の方法による

## 3. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査等委員

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
※取締役会長	鴻 義 久	
※取締役社長	免 出 一 郎	
取締役上席執行役員	松 谷 浩 幸	営業本部担当環境ソリューション推進室長 (株)TECサービス代表取締役会長
取締役上席執行役員	山 本 竹 範	神奈川本部長
取締役上席執行役員	川 崎 竜 哉	経営企画本部副本部長兼経営企画部長 エヌケー建物管理株式会社代表取締役社長
取 締 役	布 施 明 正	MOS 合同法律事務所、頸城自動車(株)社外取締役 (株)セントラルサービスシステム監査役
取締役常勤監査等委員	本 橋 孝	
取締役監査等委員	佐 藤 爲 昭	大英産業(株)監査役
取締役監査等委員	望 月 典 子	横浜振興(株)保険部長
取締役監査等委員	野 田 次 郎	

- (注) 1. ※印は代表取締役であります。  
2. 取締役布施明正氏は、社外取締役であります。  
3. 取締役監査等委員佐藤爲昭氏、望月典子氏及び野田次郎氏は、社外取締役であります。  
4. 取締役監査等委員佐藤爲昭氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 布施明正氏、佐藤爲昭氏、望月典子氏及び野田次郎氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
6. 当社の事業や業界の実情にも通じており、過去に監査室長として内部監査で主導的役割を果たしていることなどから、本橋孝氏を常勤の監査等委員に選定しております。
7. エヌケー建物管理(株)は、2025年4月1日付で(株)ハリマライフサポートへ商号変更しております。

## (2) 当事業年度に係る取締役及び監査等委員の報酬等の総額

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会決議により取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要は、当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るよう十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることが基本方針であり、基本報酬は、月例の固定報酬とし、担当職務、各期の業績、貢献度等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

なお、当社の取締役の報酬は、固定報酬と非金銭報酬等としての譲渡制限付株式報酬により構成されております。譲渡制限付株式報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との価値共有を目的として、株主総会において承認された報酬枠の範囲内で、毎年、一定の時期に支給することとしております。

### ② 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬等の総額は、2023年6月29日開催の第61回定時株主総会において、年額2億5千万円以内（うち社外取締役分は年額1千万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役は1名）であります。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、当該定時株主総会において年額5千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員の員数は4名であります。

また、2023年6月29日開催の第61回定時株主総会において取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための金銭債権の総額は、年額3千万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は5名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、当社を取り巻く環境、経営状況等を当社で最も熟知し、総合的に役員  
の報酬額を決定できることを理由に、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長免出一  
郎が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた  
賞与の評価配分とします。

指名報酬委員会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、個々の  
取締役の報酬につき、十分に審議したうえで答申するものとし、上記の委任をうけた代表  
取締役社長は、答申内容を踏まえて決定をしなければならないこととする等の措置を講じ  
ており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会  
はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査等委員の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	143 (3)	125 (3)	—	17 (一)	6 (1)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	21 (9)	21 (9)	—	—	4 (3)
合計 (うち社外役員)	164 (12)	147 (12)	—	17 (一)	10 (4)

(注) 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載してありま  
す。非金銭報酬等の内容は、2.会社の株式に関する事項(5)当事業年度中に職務執行の対価として役員  
に交付した株式の状況に記載のとおりであります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び監査等委員との間において、会  
社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく  
損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

#### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は取締役及び監査等委員であり、全ての被保険者について、その保険料の全額を当社が負担しております。

#### (5) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職先と当社との関係

取締役布施明正氏、取締役監査等委員佐藤爲昭氏、取締役監査等委員望月典子氏及び取締役監査等委員野田次郎氏の兼職先は(1)に記載のとおりであります。当社と当該他の法人等の間には重要な取引その他の関係はありません。

##### ② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	布 施 明 正	当事業年度に開催された取締役会に12回中12回出席し、弁護士としての経験豊富な立場から発言を行っております。
取締役監査等委員	佐 藤 爲 昭	当事業年度に開催された取締役会に12回中12回、監査等委員会に12回中12回出席し、公認会計士としての経験豊富な立場から発言を行っております。
取締役監査等委員	望 月 典 子	当事業年度に開催された取締役会に12回中12回、監査等委員会に12回中12回に出席し、金融分野における幹部としての経験豊富な立場から発言を行っております。
取締役監査等委員	野 田 次 郎	当事業年度に開催された取締役会に12回中12回、監査等委員会に12回中12回に出席し、官民それぞれの分野における幹部としての経験豊富な立場から発言を行っております。

##### ③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役布施明正氏には、弁護士としての豊富な経験・見識による客観的視点かつ独立性をもった経営の監視を遂行することを期待しており、当該視点から積極的に発言するなど、社外取締役として適切な役割を果たしております。

取締役監査等委員佐藤爲昭氏には、公認会計士としての豊富な経験・見識をもって、一般株主の視点、及び客観的な立場から経営をチェックすることを期待しており、当該視点から積極的に発言するなど、社外取締役として適切な役割を果たしております。

取締役監査等委員望月典子氏には、金融分野の幹部としての豊富な経験・見識をもって、一般株主の視点、及び客観的な立場から経営をチェックすることを期待しており、当該視点から積極的に発言するなど、社外取締役として適切な役割を果たしております。

取締役監査等委員野田次郎氏には、官民それぞれの分野における幹部としての豊富な経験・見識をもって、一般株主の視点、及び客観的な立場から経営をチェックすることを期待しており、当該視点から積極的に発言するなど、社外取締役として適切な役割を果たしております。

#### 4. 会計監査人に関する事項

##### (1) 会計監査人の名称

かなで監査法人

##### (2) 会計監査人の報酬等の額

①当社が支払うべき報酬等の額	38百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	42百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、M&A取引に関する財務デューデリジェンス業務についての対価を支払っております。

##### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

#### ①取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社及びグループ各社の取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、社内規程に従って適切に保存及び管理を行う。

#### ②当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役は、リスク管理規程に基づき当社グループ各社におけるリスク管理体制及び管理の状況を分析し、取締役会において業務に係る最適なリスク管理体制に資する適切な対策を講じる。また、リスク管理委員会により、業務一切の活動と制度並びにリスク管理状況を公正な立場で評価、指摘、指導させる。

#### ③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、2023年6月29日付で監査等委員会設置会社へ移行しており、取締役会がその業務執行決定権限を取締役に委任することにより、経営の意思決定及び執行を迅速化する運営に加えて、執行役員体制をもって機動的な業務執行にあたる。

#### ④取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ各社にわたるコンプライアンス体制の確立、浸透、定着を目指し常設の機関としてコンプライアンス委員会を設置し、委員会によりコンプライアンスに関する方針・施策を決定し、事務局が報告・相談受付やモニタリングを行う。

- i) 年4回、当社及びグループ各社の取締役が出席するグループ会社マネジメント会議を開催し、グループ各社において重要な事象が発生した場合には、当該会議における報告を義務付ける。
- ii) 三事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該計画を具体化するため、毎事業年度ごとの重点経営目標及び予算配分を定める。
- iii) 内部監査部門は内部監査規程及び関係会社管理規程に基づき、グループ各社に対する年1回の内部監査を実施する。

#### ⑤監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の職務執行を補助する者として、内部監査部門の使用人から監査等委員会を補助する者を任命する。

#### ⑥前記⑤の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務執行を補助する者の任命及び解任については、監査等委員会の同意を必要とする。

#### ⑦取締役・使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査等委員会に対し以下の事項について、定期又は随時に報告を行う。

- i) 重要会議の審議状況・業務執行状況
- ii) グループ各社の業績、財務状況、グループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実の発生、その他重要事項
- iii) 監査等委員会から報告を求められた場合の当該事項

#### ⑧監査等委員会へ報告した者が不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会及び当社グループ会社の監査役へ報告を行った役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

#### ⑨その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査等委員会がその職務を適切に遂行するために発生する必要な費用の支弁を処理するとともに環境整備の確保に留意する。

### (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことで、より透明性の高い経営を実現するとともに、取締役会がその業務執行決定権限を取締役に委任することにより、経営の意思決定及び執行の更なる迅速化とコーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

#### ①職務執行の状況

当社は、執行役員制度を導入しており、取締役会のほか経営企画会議を毎月定期的で開催し、各執行役員の議論をふまえ適切且つ効率的な職務及び業務の執行が図られるよう機動的な意思決定を行っております。

## ②当社及び子会社の管理状況

取締役は、年4回開催される事業推進会議及びグループ会社マネジメント会議に出席し、各本部長及びグループ各社の代表取締役からの職務の執行状況を含む事業運営状況の報告を受け、重要な事象等に関する指導を行うことにより、事業運営の適正化を図っております。また、グループ全体の事業年度毎の経営目標に基づく各部門及びグループ各社毎の目標に対する実績の報告を受け、経営目標と実績の乖離が生じないよう指導するとともに、経営目標に対する取り組みの適正化を図っております。

内部監査部門は、内部監査規程及び関係会社管理規程に基づき、年間の監査計画を策定し当社及びグループ各社に対し、内部監査を実施しております。法令及び定款との適合状況も含め改善すべき事項がある場合は、代表取締役の指示により改善を図っております。

## ③コンプライアンスに対する取り組み

当社は、コンプライアンス規程を制定し、コンプライアンス委員会を四半期毎に開催し、当社グループにおけるコンプライアンスに関する事案の対応状況等について意見交換をふまえ方針・施策を決定し、対応の適正化を図っております。また、内部通報要領を制定し、会社内外の関係者から直接相談・通報することのできる窓口を設置しております。

コンプライアンスに関する事項の周知につきましては、階層別研修、社内報掲載等を通じ継続的に周知することにより、コンプライアンスに対する意識向上に努めております。

## ④リスクに対する取り組み

当社は、当社グループにおける重大な損失、不利益等を最小限にするため、リスク管理規程を制定し、リスク管理委員会を設置することにより、当社グループにおけるリスク管理活動を実施しております。対策を講じる必要のあるリスクにつきましては、委員会の方針に基づき年度を通じて委員により適切な対策を講じるなどの活動に取り組んでおります。

年度中の活動によるリスク評価の結果につきましては、事務局より取締役会へ報告し、指導を受けることにより、リスク管理の適正化を図っております。

## ⑤監査等委員会への報告

当社の常勤の監査等委員である取締役は、子会社の監査役も兼務しており子会社の取締役会、月度報告会、その他重要な会議に出席して事業の報告を受け、必要に応じて意見を表明しております。また、コンプライアンス委員会の委員には、常勤の監査等委員である取締役を選任しております。当社グループの役職員が監査等委員へ報告したことにより不利益な取扱いを受けることのないようコンプライアンス委員会として、適正且つ慎重な対処に努めております。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策として位置づけており、業績に裏付けされた成果の配分を長期にわたり安定的に行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。

また、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会決議でも行える旨を定款に定めております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、継続的な安定配当の基本方針のもと、1株当たり期末配当金14円とし、中間配当金(12円)と合わせ年間26円としております。

内部留保金につきましては、今後の事業の拡大による資金需要に備えるとともに、経営基盤の強化を図り、将来の成長と収益力向上のために活用する予定であります。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

# 連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	9,467,116	流動負債	4,600,037
現金及び預金	4,766,959	買掛金	1,236,001
受取手形及び売掛金	4,271,348	短期借入金	424,600
契約資産	103,258	未払金	512,811
未成業務支出金	9,233	未払法人税等	228,920
商品及び製品	3,808	契約負債	842,930
原材料及び貯蔵品	80,890	賞与引当金	423,656
その他	231,617	受注損失引当金	26,600
固定資産	5,323,907	その他	904,517
有形固定資産	2,545,583	固定負債	996,258
建物及び構築物	911,587	長期借入金	360,000
土地	1,433,896	リース債務	42,823
その他	200,099	退職給付に係る負債	460,359
無形固定資産	263,869	役員退職慰労引当金	99,439
のれん	68,707	繰延税金負債	12,596
顧客関連資産	34,527	その他	21,039
その他	160,633	負債合計	5,596,296
投資その他の資産	2,514,454	純資産の部	
投資有価証券	1,065,121	株主資本	9,064,083
長期貸付金	47,669	資本金	654,460
保険積立金	542,799	資本剰余金	699,276
差入保証金	165,729	利益剰余金	7,905,307
投資不動産	199,583	自己株式	△194,960
繰延税金資産	265,550	その他の包括利益累計額	130,643
その他	280,412	その他有価証券評価差額金	165,245
貸倒引当金	△52,412	退職給付に係る調整累計額	△34,601
資産合計	14,791,023	純資産合計	9,194,727
		負債・純資産合計	14,791,023

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上		28,025,552
売上原価		24,151,816
売上総利益		3,873,735
販売費及び一般管理費		2,737,644
営業利益		1,136,091
営業外収益		
受取利息	3,321	
受取配当金	24,127	
助成金収入	7,701	
持分法による投資利益	16,931	
保険返戻金	10,333	
不動産賃貸料	33,726	
その他	10,318	106,460
営業外費用		
支払利息	8,105	
不動産賃貸費用	12,385	
その他	788	21,279
特別利益		1,221,272
固定資産売却益	8,341	
投資有価証券売却益	51,027	59,369
特別損失		
減損損	59,237	59,237
税金等調整前当期純利益		1,221,403
法人税、住民税及び事業税	344,176	
法人税等調整額	11,677	355,854
当期純利益		865,549
非支配株主に帰属する当期純利益		5,281
親会社株主に帰属する当期純利益		860,267

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	654,460	665,760	7,236,317	△226,464	8,330,073
当期変動額					
剰余金の配当			△191,277		△191,277
親会社株主に帰属する 当期純利益			860,267		860,267
自己株式の処分		33,515		31,504	65,019
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	33,515	668,989	31,504	734,009
当期末残高	654,460	699,276	7,905,307	△194,960	9,064,083

	その他の包括利益累計額			非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	151,162	△23,697	127,465	65,398	8,522,937
当期変動額					
剰余金の配当					△191,277
親会社株主に帰属する 当期純利益					860,267
自己株式の処分					65,019
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	14,082	△10,904	3,178	△65,398	△62,220
当期変動額合計	14,082	△10,904	3,178	△65,398	671,789
当期末残高	165,245	△34,601	130,643	—	9,194,727

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結注記表

## I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称

① 連結子会社の数 6社

② 連結子会社の名称

(株)ビステム・グリーン、共和防災設備(株)、(株)関東消防機材、協栄ビル管理(株)、エヌケー建物管理(株)  
(株)TECサービス

なお、当連結会計年度において、(株)TECサービスの全株式を取得したため、同社を連結の範囲に含めております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社の数及び名称

① 持分法適用の関連会社の数 8社

② 持分法適用の関連会社の名称

(株)モマ神奈川パートナーズ、グリーンファシリティーズ瀬谷(株)、アートプレックス戸塚(株)、神奈川県スポーツコミュニケーションズ(株)、ヨコハマしんこうパートナーズ(株)、HOR会館2PFI(株)、第二期霞が関R7(株)、(株)東京シアトリエ

(2) 持分法を適用していない関連会社の名称及び持分法を適用しない理由

① 持分法を適用していない関連会社の名称

エコテクノロジー(株)

② 持分法を適用しない理由

持分法を適用していない関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、いずれも2024年12月31日であります。

連結計算書類作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、2025年1月1日から2025年3月31日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

### 4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

・ 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- イ. 未成業務支出金 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
- ロ. 商品及び製品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
- ハ. 原材料及び貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産及び投資不動産  
（リース資産を除く） 定率法  
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物及び構築物 15年～50年
- ② 無形固定資産  
（リース資産を除く） 自社利用目的のソフトウェアについては、見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。  
また、企業結合において取得した顧客関連資産の取得原価は、取得日現在における公正価値で測定し、7年にわたり償却しております。
- ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
- ④ のれんの償却  
及び償却期間 のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、その投資の及ぶ期間（5年）にわたり定額法により償却しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等特定債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ③ 受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における未完了契約残高のうち損失の発生が見込まれ、かつその損失見込額を合理的に見積もることができるものについて、当該損失見込額を計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。  
なお、当社においては、2007年5月16日開催の取締役会にて、役員退職慰労金制度を廃止し、2007年6月28日開催の定時株主総会にて、同総会終結時までの在任期間に対応する退職慰労金を役員の退任時に支給することを決議いたしました。役員退職慰労金の額は退任時に確定いたします。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準  
当社グループは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- ① 建築物総合サービス事業 当社グループは、建築物総合サービス事業において、ビルオーナーやその委託を受けたプロパティマネジメント会社等の顧客に対して、清掃や設備保守管理、改修工事等のサービスを主に提供しております。これらのサービスは義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受、又は、資産が生じるもしくは資産の価値が増加するにつれて、顧客が当該資産を支配することから、一定の期間にわたり充足される履行義務であり、サービスの進捗度に応じて収益を計上しております。進捗度の測定は、作業日数が履行義務の充足に係る進捗度に寄与及び概ね比例していると考えられることから、作業日数に基づくインプット法によっております。ただし、契約期間が長期にわたるPFI事業については、発生原価が履行義務の充足に係る進捗度に寄与及び概ね比例していることから、発生原価に基づくインプット法によっております。なお、当社グループの履行義務のほとんどは1日ないし数日で充足するものであり、このように作業開始から履行義務が充足するまでの期間が短く、金額的重要性もないと見込まれる場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務が充足された時点で収益を認識しております。建築物総合サービス事業のその他に含まれる商品及び製品の販売業務においては、当社グループは当該商品及び製品を納品する義務を負っております。当該履行義務は、商品及び製品を顧客に納品した時点で充足されるものであり、当該納品時点で収益を計上しております。
- ② 支払代行業務 建築物総合サービス事業のその他に含まれる支払代行業務は、委託者と受託者との三者契約に基づき受託者への代金の支払を委託者に代わって行うほか、委託者・受託者間の調整や作業の監理立会を行う業務であることから、委託者に対するサービスを受託者に適切に履行させることが履行義務であり、当社グループは代理人に該当することから、当該業務については、委託者から受け取る額から受託者に支払う額を控除した純額を収益と認識し、履行義務を充足した時点で収益を計上しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- ② 退職給付に係る会計処理の方法 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務の額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。未認識数理計算上の差異については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

## Ⅱ. 会計上の見積りに関する注記

### (繰延税金資産の回収可能性)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、繰延税金資産265,550千円であります。

当社グループは、繰延税金資産に対し、評価性引当額を計上しておりますが、そのほとんどは当社が計上したものであり、当社グループが現時点で適用を受けている税制は日本のみであります。

評価性引当額は、主に役員退職慰労引当金や投資有価証券評価損に対するものであり、その将来解消見込年度が合理的な見積可能期間を超えるもの、又は現時点で解消の予定がないものであります。

評価性引当額の取り崩しは、マネジメントの決定や入手可能な証拠に基づき、確実性が相当程度高まったと判断できる場合に行っております。

繰延税金資産の回収可能性の判断にあたって重要な見積りとなる将来の収益性については、繰延税金資産265,550千円に対し、合理的な見積可能期間にわたって十分な課税所得を得られるものと判断しております。

ただし、人材不足や採用難、オフィスの空室率の上昇、既存顧客からの契約解約の急増など、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす事象が発生した際には、繰延税金資産の回収可能性に悪影響を与える可能性があります。

### (T E Cサービスののれん及び顧客関連資産の評価)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、のれん68,707千円及び顧客関連資産34,527千円であります。

当社グループは当連結会計年度において、株式会社T E Cサービスの株式の100%を取得し、連結子会社としております。

のれん及び顧客関連資産は、株式会社T E Cサービスとの経営統合の際に発生したものであり、経営統合時点において価値算定の対象となった事業計画に基づき算定した株式の取得原価を、受け入れた資産（顧客関連資産含む）及び引き受けた負債へ配分し、取得原価と取得原価の配分額（純額）との差額をのれんとして識別しております。

のれんの算定における主要な仮定は、株式会社T E Cサービスが作成した事業計画における売上高及び営業利益の将来予測、割引率であります。

顧客関連資産の算定における主要な仮定は、過去の取引実績から算出した顧客減衰率及び割引率であります。

のれん及び顧客関連資産は、価値算定の対象となった事業計画の達成状況をモニタリングすることによって、減損の兆候の有無の判定を行っております。

当連結会計年度においては減損の兆候はありませんが、市場環境や事業計画の著しい変化により、その見積りの前提とした条件や主要な仮定に変更が生じ、経営統合時の事業計画と実績及び将来の業績予測が大幅に乖離した場合は、翌連結会計年度の連結計算書類において、のれん及び顧客関連資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### Ⅲ. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

### Ⅳ. 連結貸借対照表に関する注記

#### 1. 担保に供している資産

PFI事業会社に対する以下の資産を当該会社の借入金等の担保に供しております。

流動資産「その他」	
(短期貸付金)	4,218千円
長期貸付金	30,648千円
投資有価証券	292,826千円
計	327,694千円

#### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

848,922千円

#### 3. 当座貸越契約に係る借入未実行残高(当社借手側)

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	1,050,000千円
借入未実行残高	一千円
差引額	1,050,000千円

#### 4. 貸出コミットメントに係る貸出未実行残高(当社貸手側)

当社においては、PFI事業会社への協調融資における劣後貸出人として、同社と劣後貸付契約を締結しております。当該契約で設定された貸出コミットメントに係る当連結会計年度末の貸出未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	87,000千円
貸出未実行残高	一千円
差引額	87,000千円

## V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 9,624,490株

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	81,580	45	2024年3月31日	2024年6月28日
2024年11月8日 取締役会	普通株式	109,697	12	2024年9月30日	2024年12月10日

(注) 当社は、2024年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。2024年6月27日定時株主総会決議時の1株当たり配当額は、当該株式分割前の実際の配当額を記載しております。

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	127,963	14	2025年3月31日	2025年6月30日

(注) 2025年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を上記のとおり提案しております。

## VI. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、一時的な余資は預金を中心とした安全性の高い金融資産で運用し、資金調達は主に銀行借入により行っております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、与信限度額設定要領及び経理規程に基づき、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式や満期保有目的の債券であります。また、長期貸付金につきましては、その貸付先のほとんどは当社出資先のPFI事業会社であります。

差入保証金は、主に事業所の賃借に係る差入保証金(敷金)であり、差入先は信用度の高い企業であります。

営業債務である買掛金は、その全てが1年以内の支払期日であります。また、未払金及び未払法人税等につきましても、支払期日は1年以内であります。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金のほとんどは固定金利借入であります。また、ファイナンス・リースに係るリース債務は、設備投資に係る資金調達であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注)を参照ください。）。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	150,110	142,587	△7,523
其他有価証券	358,144	358,144	—
(2) 長期貸付金 (*1)	55,684	54,260	△1,424
(3) 差入保証金	165,729	148,671	△17,058
資産計	729,669	703,663	△26,006
(1) 長期借入金 (*2)	777,600	775,716	△1,883
(2) リース債務 (*3)	58,798	58,222	△575
負債計	836,398	833,938	△2,459

(\*1) 長期貸付金には、連結貸借対照表上流動資産「その他」に含めて計上している1年内回収予定の長期貸付金が含まれております。

(\*2) 長期借入金には、連結貸借対照表上流動負債「短期借入金」に含めて計上している1年内返済予定の長期借入金が含まれております。

(\*3) リース債務には、連結貸借対照表上流動負債「その他」に含めて計上している1年内返済予定のリース債務が含まれております。

(注) 市場価格のない株式等

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額
(1) 非上場株式	253,893
(2) 関係会社株式	302,972
合 計	556,866

これらについては、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融資産の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融資産の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価  
 レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	358,144	—	—	358,144
資産計	358,144	—	—	358,144

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	142,587	—	142,587
長期貸付金	—	54,260	—	54,260
差入保証金	—	148,671	—	148,671
資産計	—	345,518	—	345,518
長期借入金	—	775,716	—	775,716
リース債務	—	58,222	—	58,222
負債計	—	833,938	—	833,938

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は取引所の相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している満期保有目的の債券は、取引金融機関から提示された価格を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、その将来キャッシュ・フローを、当該貸付に係る事業等の特性を基に、新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 差入保証金

差入保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローを、国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、差入保証金（敷金）返還までの期間は、予定貸借期間としております。

#### 長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### Ⅶ. 賃貸等不動産に関する注記

当社グループでは、当社及び連結子会社である協栄ビル管理㈱が賃貸用の建物（土地を含む。）を所有しております。2025年3月期における賃貸等不動産に関する賃貸損益は、21,341千円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、時価は次のとおりであります。

(単位:千円)

連結貸借対照表計上額			連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
503,576	△203	503,373	543,587

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。  
2. 当連結会計年度増減額のうち、増加額は当社が賃貸用の建物及び土地に資本的支出をしたことによる増加（6,370千円）であり、減少額は減価償却による減少（6,574千円）であります。  
3. 連結会計年度末の時価は、主として不動産鑑定士による「不動産鑑定評価額」を基に、自社で指標を用いて調整した金額であります。

Ⅷ. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

財又はサービスの種類別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	建築物総合サービス事業					合計
	清掃業務	設備保守管理業務	警備業務	工営業務	その他	
一時点で移転される財又はサービス	—	—	—	—	234,828	234,828
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	10,021,634	2,931,203	2,250,773	6,474,368	6,112,743	27,790,723
顧客との契約から生じる収益	10,021,634	2,931,203	2,250,773	6,474,368	6,347,572	28,025,552
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	10,021,634	2,931,203	2,250,773	6,474,368	6,347,572	28,025,552

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	4,323,103
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	4,271,348
契約資産 (期首残高)	31,087
契約資産 (期末残高)	103,258
契約負債 (期首残高)	921,748
契約負債 (期末残高)	842,930

契約資産は、清掃や設備保守管理、改修工事等、履行義務が一定の期間にわたり充足されるサービスについて、期末時点でのサービスの進捗度に応じて按分し計上した収益のうち未だ請求権が発生していないものであります。契約資産は、計上した収益に対する当社グループの請求権が生じた時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えております。

契約負債は、主に清掃や設備保守管理、改修工事等、履行義務が一定の期間にわたり充足されるサービスについて、期末時点でのサービスの進捗度に応じて按分し計上した収益の額よりも契約に基づき顧客から受け取った又は請求権が発生した額が上回る前受金であります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩し

ております。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、525,423千円であります。

また、当連結会計年度において、契約負債が78,817千円減少した主な理由は、主にPFI事業において、契約に基づき顧客から受け取った又は請求権が発生した額がサービスの進捗度に応じて按分し計上した収益の額を下回ったことによるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超	合計
当連結会計年度末	1,384,430	971,763	650,959	3,224,226	6,231,380

なお、期間が複数年の契約のうち、当連結会計年度末までに履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有しているものについては、収益認識に関する会計基準の適用指針第19項に従って、請求する権利を有している金額で収益を認識しています。従って、収益認識に関する会計基準第80-22項(2)の定めを適用し、残存履行義務に配分した取引価格の注記には含めておりません。

IX. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,005円96銭
1株当たり当期純利益	94円41銭

X. 重要な後発事象に関する注記

(株式取得による株式会社アイワサービスの子会社化)

当社は、2025年3月12日開催の取締役会において、株式会社アイワサービスを子会社化することについて決議し、2025年4月1日に株式を取得いたしました。

1. 株式取得の理由

株式会社アイワサービスは、関西エリアにおいて、病院清掃管理業務を中心に事業展開しており、「清掃で快適を創造する」という理念のもと高品質なサービスを提供するなど、顧客からの信頼は厚く、安定した事業基盤を築いてまいりました。

当社は、長期ビジョン2026-2035における「挑戦領域」へ到達するための施策の一つとして「事業エリア拡大」を掲げております。今回の株式取得は、関西エリアにおける一層の事業基盤強化を図るとともに、株式会社アイワサービスとベストプラクティスを共有することにより、グループ間シナジーの向上にも寄与するものと考えております。

今後とも、株式会社アイワサービスをはじめとした、当社グループの子会社との連携をより強化し、更なる企業価値向上を目指してまいります。

2. 子会社となる会社の概要
  - ①名称 株式会社アイワサービス
  - ②事業内容 建築物総合サービス業
  - ③資本金 11,000千円
3. 株式取得の日  
2025年4月1日
4. 取得株式数、取得価額及び取得後の持分比率
  - ①取得株式数 220株
  - ②取得価額 1,464,566千円
  - ③取得後持分比率 100%
5. 支払資金の調達方法  
自己資金

(第三者割当による第1回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行)

当社は、2025年5月15日開催の取締役会において、M&A資金、自己株式取得資金、中長期的な成長のための資金に充当することを目的として、第三者割当による第1回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます。）の発行を決議し、同日付で横浜キャピタル株式会社が運用を行うファンドであるYB-1投資事業組合と上記新株予約権及び無担保転換社債型新株予約権付社債の引受契約を締結し、2025年6月2日を割当て日として払込を完了する予定であります。

発行予定の新株予約権及び無担保転換社債型新株予約権付社債の概要は以下のとおりであります。

(第1回新株予約権)

①募 集 の 方 法	第三者割当の方法による。
② 新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
③新株予約権の総数	7,113個（本新株予約権1個当たり690円）
④新株予約権の発行価額	発行総額4,907,970円
⑤ 当該発行による潜在株式数	711,300株 本新株予約権については、行使価額の修正は行われず、したがって上限行使価額及び下限行使価額はありませぬ。
⑥割 当 日	2025年6月2日
⑦行 使 期 間	2025年6月3日から2030年6月3日 ただし割当予定先は、2025年6月3日から2025年12月2日までの期間は、本新株予約権を行使しないものとする。

⑧ 発行価額のうち 資本へ組入れる額	<p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記資本金等増加限度額から上記における増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
⑨ その他	<p>当社は、YB-1投資事業組合（以下「割当予定先」といいます。）との間で、2025年5月15日付で、本新株予約権及び本新株予約権付社債に係る引受契約（以下「本引受契約」といいます。）を締結しており、以下の内容が定められております。なお、本新株予約権を割当予定先に割り当てる日は2025年6月2日であります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・割当予定先は、2025年6月3日から2025年12月2日までの期間は、本新株予約権を行使しません。</li> <li>・割当予定先は、本新株予約権に係る行使請求を行おうとする日において当該日の前取引日における当社普通株式の普通取引の終値（当該日の前取引日に終値がない場合には、当該日に先立つ直近の取引日における終値）が、本新株予約権の当該行使請求をしようとする日において有効な行使価額の119.83%に相当する金額（1円未満は切り捨てます）を下回る場合には、本新株予約権を行使しません。</li> <li>・上記にかかわらず、①発行要項に規定する繰上償還事由に該当する場合、②本引受契約に定める前提条件が払込期日において満たされていなかったことが判明した場合、③当社が割当予定先の本新株予約権を行使することに合意した場合、④東京証券取引所における当社の普通株式の取引が5取引日以上にわたって停止された場合、⑤当社が本引受契約上の義務又は表明・保証の重要な違反をした場合、又は⑥有価証券報告書若しくは半期報告書又は決算短信を適時・適法に提出しなかった場合には、割当予定先は、その後いつでも本新株予約権を行使できます。</li> </ul>

(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)

① 割 当 の 方 法	第三者割当の方法による。
② 払 込 期 日	<p>2025年6月2日</p> <p>本新株予約権付社債を割り当てる日は2025年6月2日とする。</p> <p>なお、本引受契約において、割当予定先は、払込期日に、本引受契約に定める条件を充足することを前提として発行価額の総額を払い込むことを合意する予定であります。</p>
③ 新 株 予 約 権 の 総 数	49個
④ 社債及び新株予約権の発行価額	<p>本社債の金額100円につき金100円</p> <p>ただし、本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。</p>

⑤ 当該発行による潜在株式数	1,443,200株 本新株予約権付社債については、転換価額の修正は行われず、したがって上限転換価額及び下限転換価額はありませぬ。
⑥ 新株予約権の行使期間	2025年6月3日から2030年6月3日 ただし割当予定先は、2025年6月3日から2025年12月2日までの期間は、本新株予約権を行使しないものとする。
⑦ 発行価額の総額	1,004,500,000円
⑧ 行使価額又は転換価額	1株当たり696円
⑨ 利率及び償還期日	利率：本社債に利息は付さない。 償還期日：2030年6月3日
⑩ 償還価額	各社債の金額100円につき金100円
⑪ その他	<p>当社は、YB-1投資事業組合（以下「割当予定先」といいます。）との間で、2025年5月15日付で、本新株予約権及び本新株予約権付社債に係る引受契約（以下「本引受契約」といいます。）を締結しております。なお、本転換社債型新株予約権を割当予定先に割り当てる日は2025年6月2日であります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・割当予定先は、2025年6月3日から2025年12月2日までの期間は、本転換社債型新株予約権を行使しません。</li> <li>・割当予定先は、本転換社債型新株予約権に係る行使請求を行おうとする日において当該日の前取引日における当社普通株式の普通取引の終値（当該日の前取引日に終値がない場合には、当該日に先立つ直近の取引日における終値）が、本転換社債型新株予約権の当該行使請求をしようとする日において有効な行使価額の119.83%に相当する金額（1円未満は切り捨てます）を下回る場合には、本転換社債型新株予約権を行使しません。</li> <li>・上記にかかわらず、①発行要項に規定する繰上償還事由に該当する場合、②本引受契約に定める前提条件が払込期日において満たされていなかったことが判明した場合、③当社が割当予定先の本新株予約権を行使することに合意した場合、④東京証券取引所における当社の普通株式の取引が5取引日以上にわたって停止された場合、⑤当社が本引受契約上の義務又は表明・保証の重要な違反をした場合、又は⑥有価証券報告書若しくは半期報告書又は決算短信を適時・適法に提出しなかった場合には、割当予定先は、その後いつでも本転換社債型新株予約権を行使できます。</li> </ul>

# 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	7,446,916	流動負債	4,150,490
現金及び預金	3,080,549	買掛金	1,154,750
売掛金	3,960,992	短期借入金	7,000
契約資産	94,590	1年内返済予定の長期借入金	477,600
商品及び製品	3,808	リース負債	10,742
原材料及び貯蔵品	64,978	未払金	297,928
前払費用	164,519	未払費用	485,810
その他	77,477	未払法人税等	153,188
固定資産	6,531,157	未払消費税等	216,903
有形固定資産	1,873,036	契約負債	839,703
建物	787,869	前受り収益	1,273
構築物	1,878	預り賞与引当金	74,422
車両運搬具	659	受注損失引当金	404,217
工具器具備品	100,396	その他の引当金	26,600
土地	942,399	固定負債	1,315,762
リース資産	39,833	長期借入金	360,000
無形固定資産	153,598	関係会社長期借入金	470,000
ソフトウェア	61,698	リース負債	29,351
その他	91,899	退職給付引当金	350,579
投資その他の資産	4,504,522	役員退職慰労引当金	88,740
投資有価証券	744,670	その他の引当金	17,092
関係会社株式	2,281,328	負債合計	5,466,253
出資金	15,600	純資産の部	
長期貸付金	2,648	株主資本	8,350,625
関係会社長期貸付金	156,550	資本金	654,460
破産更生債権等	24,381	資本剰余金	694,478
長期前払費用	176,306	資本準備金	635,900
投資不動産	188,647	その他資本剰余金	58,578
繰延税金資産	256,802	利益剰余金	7,196,646
保険積立金	527,957	利益準備金	163,615
差入保証金	124,116	その他利益剰余金	7,033,031
その他	42,722	別途積立金	1,545,000
貸倒引当金	△37,212	繰越利益剰余金	5,488,031
資産合計	13,978,073	自己株式	△194,960
		評価・換算差額等	161,195
		その他有価証券評価差額金	161,195
		純資産合計	8,511,820
		負債・純資産合計	13,978,073

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	24,623,879
売上原価	21,548,331
売上総利益	3,075,547
販売費及び一般管理費	2,146,269
営業利益	929,277
営業外収益	
受取利息	3,305
有価証券利息	286
受取配当金	23,966
関係会社受取配当金	140,000
助成金収入	6,032
保険返戻金	10,333
不動産賃貸料	21,628
その他	8,264
営業外費用	
支払利息	16,841
不動産賃貸費用	7,616
その他	577
経常利益	1,118,059
特別利益	
固定資産売却益	8,332
投資有価証券売却益	51,027
特別損失	
減損損失	59,237
税引前当期純利益	1,118,182
法人税、住民税及び事業税	251,032
法人税等調整額	18,621
当期純利益	848,527

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	654,460	635,900	29,860	665,760	163,615	1,545,000	4,830,781	6,539,396
当期変動額								
剰余金の配当							△191,277	△191,277
当期純利益							848,527	848,527
自己株式の処分			28,718	28,718				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	28,718	28,718	—	—	657,250	657,250
当期末残高	654,460	635,900	58,578	694,478	163,615	1,545,000	5,488,031	7,196,646

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△226,464	7,633,152	147,544	147,544	7,780,696
当期変動額					
剰余金の配当		△191,277			△191,277
当期純利益		848,527			848,527
自己株式の処分	31,504	60,222			60,222
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			13,650	13,650	13,650
当期変動額合計	31,504	717,472	13,650	13,650	731,123
当期末残高	△194,960	8,350,625	161,195	161,195	8,511,820

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）
- ③ その他有価証券

##### イ. 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

##### ロ. 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 未成業務支出金 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
- 商品及び製品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
- 原材料及び貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産及び投資不動産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年～47年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用目的のソフトウェアについては、見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等特定債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

##### (3) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における未完了契約残高のうち損失の発生が見込まれ、かつその損失見込額を合理的に見積もることができるものについて、当該損失見込額を計上しております。

- (4) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。  
なお、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
- (5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。  
なお、2007年5月16日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止を決議し、2007年6月28日開催の定時株主総会において、同総会終結時までの在任期間に対応する退職慰労金を役員の退任時に支給することを決議いたしました。役員の退職慰労金の額は退任時に確定いたします。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」〔企業会計基準第29号 2020年3月31日〕等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- (1) 建築物総合サービス事業 当社は、建築物総合サービス事業において、ビルオーナーやその委託を受けたプロパティマネジメント会社等の顧客に対して、清掃や設備保守管理、改修工事等のサービスを主に提供しております。  
これらのサービスは義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受、又は、資産が生じるもしくは資産の価値が増加するにつれて、顧客が当該資産を支配することから、一定の期間にわたり充足される履行義務であり、サービスの進捗度に応じて収益を計上しております。  
進捗度の測定は、作業日数が履行義務の充足に係る進捗度に寄与及び概ね比例していると考えられることから、作業日数に基づくインプット法によっております。ただし、契約期間が長期にわたるPFI事業については、発生原価が履行義務の充足に係る進捗度に寄与及び概ね比例していることから、発生原価に基づくインプット法によっております。  
なお、当社の履行義務のほとんどは1日ないし数日で充足するものであり、このように作業開始から履行義務が充足するまでの期間が短く、金額的重要性もないと見込まれる場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務が充足された時点で収益を認識しております。  
建築物総合サービス事業のその他に含まれる商品及び製品の販売業務においては、当社は当該商品及び製品を納品する義務を負っております。  
当該履行義務は、商品及び製品を顧客に納品した時点で充足されるものであり、当該納品時点で収益を計上しております。

- (2) 支 払 代 行 業 務 建築物総合サービス事業のその他に含まれる支払代行業務は、委託者と受託者との三者契約に基づき受託者への代金の支払を委託者に代わって行うほか、委託者・受託者間の調整や作業の監理立会を行う業務であることから、委託者に対するサービスを受託者に適切に履行させることが履行義務であり、当社は代理人に該当することから、当該業務については、委託者から受け取る額から受託者に支払う額を控除した純額を収益と認識し、履行義務を充足した時点で収益を計上しております。

#### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (2) 退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

### II. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、繰延税金資産256,802千円であります。

当社は、繰延税金資産小計418,589千円に対し、評価性引当額89,142千円を計上しております。

評価性引当額は、主に役員退職慰労引当金や投資有価証券評価損に対するものであり、その将来解消見込年度が合理的な見積可能期間を超えるもの、又は現時点で解消の予定がないものであります。

評価性引当額の取り崩しは、マネジメントの決定や入手可能な証拠に基づき、確実性が相当程度高まったと判断できる場合に行っております。

繰延税金資産の回収可能性の判断にあたって重要な見積りとなる将来の収益性については、繰延税金資産256,802千円に対し、合理的な見積可能期間にわたって十分な課税所得を得られるものと判断しております。

ただし、人材不足や採用難、オフィスピルの空室率の上昇、既存顧客からの契約解約の急増など、当社の業績に重要な影響を及ぼす事象が発生した際には、繰延税金資産の回収可能性に悪影響を与える可能性があります。

### III. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

#### IV. 貸借対照表に関する注記

##### 1. 担保に供している資産

PFI事業会社に対する以下の資産を当該会社の借入金等の担保に供しております。

流動資産「その他」 (短期貸付金)	4,218千円
長期貸付金	2,648千円
関係社長期貸付金	28,000千円
投資有価証券	19,000千円
関係会社株式	60,500千円
計	114,367千円

##### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

467,733千円

##### 3. 当座貸越契約に係る借入未実行残高(当社借手側)

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	1,050,000千円
借入実行残高	一千円
差引額	1,050,000千円

##### 4. 貸出コミットメントに係る貸出未実行残高(当社貸手側)

当社は、PFI事業会社への協調融資における劣後貸出人として、同社と劣後貸付契約を締結しております。当該契約で設定された貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	87,000千円
貸出実行残高	一千円
差引額	87,000千円

##### 5. 関係会社に対する金銭債権債務

###### (1) 金銭債権

① 短期金銭債権	1,820,804千円
② 長期金銭債権	156,550千円

###### (2) 金銭債務

① 短期金銭債務	170,761千円
② 長期金銭債務	470,000千円

#### V. 損益計算書に関する注記

##### 関係会社との取引高

###### (1) 営業取引高

営業収益	2,792,319千円
営業費用	925,987千円

###### (2) 営業取引以外の取引高

152,727千円

Ⅵ. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	112,002	450,308	78,050	484,260

(変動事由の概要)

株式分割による増加 448,008株  
 単元未満株式の買取り等による増加 2,300株  
 譲渡制限付株式割当に伴う自己株式処分による減少 78,050株

Ⅶ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	122,518千円
未払事業税	19,397千円
貸倒引当金	11,613千円
退職給付引当金	109,415千円
役員退職慰勞引当金	27,695千円
投資有価証券評価損	24,295千円
関係会社株式評価損	4,993千円
P F I長期修繕前受金	16,009千円
譲渡制限付株式報酬	33,746千円
その他	48,902千円
繰延税金資産小計	418,589千円
評価性引当額	△89,142千円
繰延税金資産合計	329,447千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△72,644千円
繰延税金負債合計	△72,644千円
繰延税金資産の純額	256,802千円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.3%から31.2%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）が2,749千円増加し、法人税等調整額が4,590千円及びその他有価証券評価差額金が1,840千円それぞれ減少しております。

Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	協栄ビル管理(株)	京都市 中京区	39,000	建築物総合サービス事業	直接 100	—	営業取引	業務請負手数料 (注1)	564	未収金	1,429
								建物の維持管理業務受託 (注1)	674	売掛金	159
								建物の維持管理業務委託 (注1)	11,522	買掛金	1,151
								支払利息 (注2)	7,560	未払金	350
								借入金の返済 (注2)	60,000	1年内返済予定の長期借入金 長期借入金	60,000 380,000
関連会社	ヨコハマしんこうパートナーズ(株)	横浜市 中区	50,000	庁舎の運営管理業務	直接 25.0	—	営業取引	建物の維持管理業務受託 (注3)	487,361	売掛金	268,048
関連会社	HOR会館2PF1(株)	東京都千代田区	10,000	議員会館の運営管理業務	直接 24.0	—	営業取引	建物の維持管理業務受託 (注3)	1,279,730	売掛金	990,714
								受取利息 (注4)	695	短期貸付金 長期貸付金	2,900 13,050
関連会社	第二期霞が関R7(株)	横浜市 西区	30,000	庁舎の運営管理業務	直接 29.0	—	営業取引	建物の維持管理業務受託 (注3)	414,280	売掛金	230,339

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 一般的な市場価格を勘案し、取引価格を決定しております。

(注2) 一般的な借入取引の際の諸条件を勘案して決定しております。

(注3) P F I 事業の入札条件により決定しております。

(注4) P F I 事業の遂行に必要な資金を拠出する目的でHOR会館2PF1(株)と貸付契約を締結しております。

IX. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

X. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	931円25銭
1株当たり当期純利益	93円12銭

XI. 重要な後発事象に関する注記

(株式取得による株式会社アイワサービスの子会社化)

当社は、2025年3月12日開催の取締役会において、株式会社アイワサービスを子会社化することについて決議し、2025年4月1日に株式を取得いたしました。

詳細は、連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

(第三者割当による第1回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行)

当社は、2025年5月15日開催の取締役会において、M&A資金、自己株式取得資金、中長期的な成長のための資金に充当することを目的として、第三者割当による第1回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を決議し、同日付で横浜キャピタル株式会社が運用を行うファンドであるYB-1投資事業組合と上記新株予約権及び無担保転換社債型新株予約権付社債の引受契約を締結し、2025年6月2日を割当て日として払込を完了する予定であります。

詳細は、連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

株式会社ハリマビシステム  
取締役会 御中

かなで監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計士 石井 宏明  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 猪股 嶺  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ハリマビシステムの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハリマビシステム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

株式会社ハリマビステム  
取締役会 御中

### かなで監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計士 石井 宏明  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 猪股 嶺  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハリマビステムの2024年4月1日から2025年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告書

## 監査報告書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第63期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人かなで監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人かなで監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月15日

株式会社ハリマビステム 監査等委員会

常勤監査等委員	本	橋	孝	㊟
監査等委員（社外取締役）	佐	藤	爲昭	㊟
監査等委員（社外取締役）	望	月	典子	㊟
監査等委員（社外取締役）	野	田	次郎	㊟

以 上

## 株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日までの1年
定時株主総会	6月下旬
同総会議決権行使基準日	3月31日
期末配当金支払基準日	3月31日
中間配当金支払基準日	9月30日
公告の方法	電子公告により行います。 ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。 公告掲載URL <a href="http://www.bstem.co.jp/">http://www.bstem.co.jp/</a>
株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 電話 0120-232-711 (フリーダイヤル)

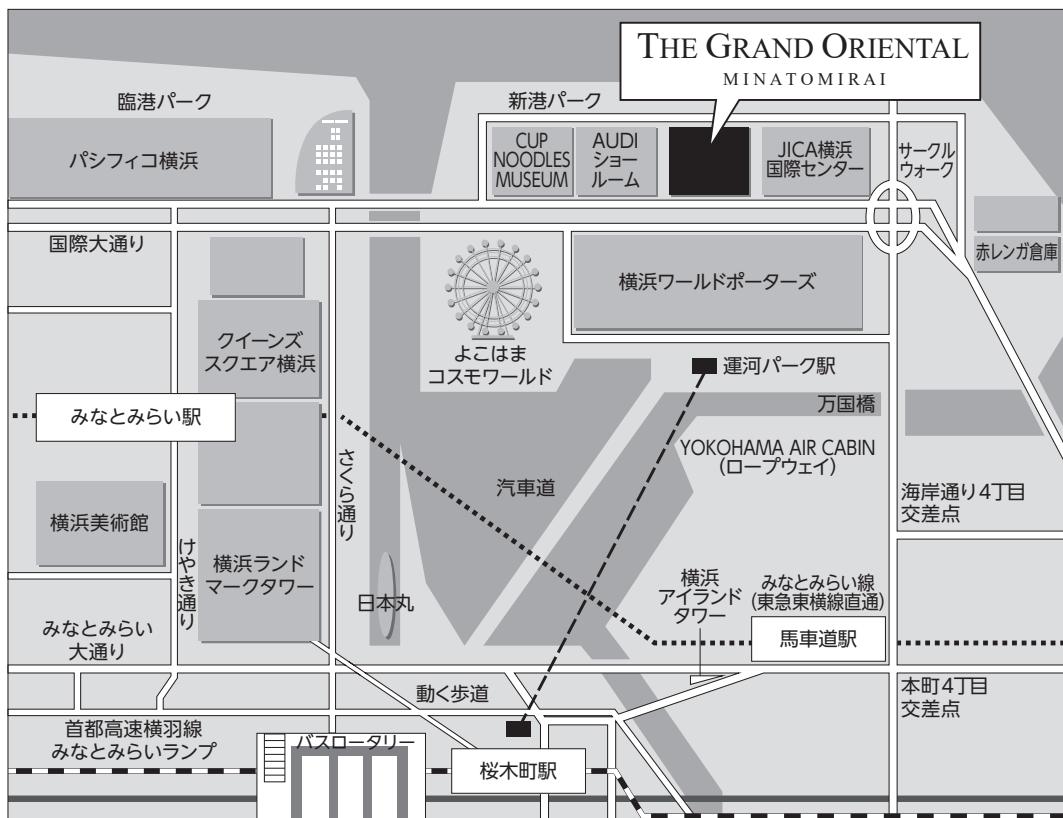
### (ご注意)

1. 株主様の住所変更、買取請求、配当金の振込指定、その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

### (ご案内)

少額投資非課税口座（NISA口座）における配当等のお受け取りについて  
新規に購入された当社株式をNISA口座でご所有される場合、配当等につき非課税の適用を受けるためには、口座管理機関（証券会社等）を通じて配当等を受け取る方式である「株式数比例配分方式」をお選びいただく必要がございます。ご所有の株式のうち、特別口座に記録された株式をお持ちの株主様は「株式数比例配分方式」をお選びいただくことができませんのでご注意ください。  
NISA口座に関する詳細につきましては、お取引の証券会社等にお問い合わせください。

## 定時株主総会会場ご案内図



- **会場** 横浜市中区新港二丁目3番2号  
グランドオリエンタルみなとみらい 5階 マグノリアルーム  
電話 045(227)1222 (代表)

- **交通機関**

- ・ みなとみらい線 みなとみらい駅より徒歩8分、馬車道駅4番 万国橋出口より徒歩7分
- ・ JR・横浜市営地下鉄 桜木町駅より徒歩12分

- **クールビズスタイルでの株主総会開催について**

株主総会当日はノー・ネクタイの軽装(クールビズスタイル)にてご対応させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましては軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。